

# 役員推薦委員会施行細則

平成21年4月1日  
萩園自治会

この細則は、萩園自治会会則第11条に基づいて役員推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)の施行細則について定める。

(推薦委員会の設置と構成)

第1条 自治会会則に元空いて役員推薦委員会を設置する。

2 推薦委員会の構成は会長経験者(2名)、及び各種団体(5名)をもって構成する。

(委員の選任と任期)

第2条 推薦委員会の委員は委員会(地区委員会)で承認を得る。委員長は委員の互選とする。

2 委員長は委員会に関する事務を統括し、委員会を代表する。

3 推薦委員会の委員の任期は2年とし、4月から3月までとする。

(開催)

第3条 推薦委員会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 任期が満了するとき。

(2) 辞任を申し出たとき。

(3) 欠員になったとき。

(召集)

第4条 推薦委員会は必要により委員長が召集し、その議長になる。

(任務)

第5条 推薦委員会は総会、臨時総会における会長、副会長の選出にあたり応募者の中から候補者を推薦する。また、監事も同様とする。

附 則

この細則は総会で会則が議決された日(平成21年3月21日)より施行する。

平成26年4月20日 改正

令和 5年4月27日 改正 (任務)